

3 2025 March

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 4 6 13 20 27	5 7 14 21 28	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26
2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅
9 大安	10 赤口 <small>2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)</small>	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安
16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先勝	20 仏滅 <small>春分の日</small>	21 大安	22 赤口
23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先負
30 仏滅	31 大安 <small>外国人雇用状況届出書(2月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分)</small>					

総務・経理のお仕事カレンダー 3月の**税務**と**労務**

税務

- 2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 3月10日(月)まで
- 1月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセット)。 → 決算当日(月末決算では3月31日(月))まで
- 7月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では3月31日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち4月・7月・10月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では3月31日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち12月・1月決算法人(申告期限延長の場合は11月・12月・1月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では3月31日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)
→ 3月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の2月雇入・離職分)
→ 3月31日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分)
→ 3月31日(月)まで
- 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付4～7月分の納付
★単独有期事業は、概算保険料が75万円以上等で年3回に分割納付が可能。
→ 3月31日(月)まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

育児・介護休業法の改正の対応準備

令和7年4月1日から施行される育児・介護休業法の改正項目はいくつかありますが、中小企業者にとって影響の大きい「所定外労働の制限(残業免除)」について、税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

人手不足にある中、育児中の労働者の残業免除対象者拡大に伴い、中小企業省力化投資補助金を活用し省力化設備(例えば自動精算機)を取得することも考えられます。税務上、設備投資の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、一定要件を満たせば中小企業経営強化税制を受けることも可能ですので、原則として二重の恩恵を受けることができます。

[労務上の注意点]

育児・介護休業法の改正に伴い、請求により所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能となる労働者が「3歳に満たない子を養育する労働者」から「小学校就学前の子を養育する労働者」に令和7年4月1日より変わります。人手不足にある中、新たな労働力の確保も困難であるため、業務内容の見直しや省力化設備の取得等を事前に検討する必要があります。

なお、管理職のうち、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間に関する規定が適用除外とされていることから、所定外労働の免除の対象外です。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

従業員への退職手当に関する税金

Q 従業員への退職手当に関する税金はどのように計算するのでしょうか?

A 退職手当の支給者は、支給する退職手当の額から所定の方法にて計算した所得税等と住民税を徴収して納付します。

従業員の退職に伴い支払う退職手当については、手当の額から所得税および復興特別所得税（以下「所得税等」）と住民税を徴収して、原則として、翌月の10日までに納めなければなりません。

所得税等の源泉徴収

所得税等の源泉徴収税額は、退職する従業員から「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無により計算方法が異なります。

「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合

① 課税退職所得金額を計算します。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

※ 勤続年数5年以内の法人役員等は、上記計算式の1/2を適用しません。

※ 勤続年数5年以内の従業員で、支払金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合、その超えた金額には上記計算式の1/2を適用しません。

退職所得控除額は、勤続年数に応じて計算され、計算控除額が80万円未満である場合には80万円となります。

勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数

勤続年数が20年超の場合 800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数に1年に満たない端数があるときは1年に切り上げて計算します。

② 課税退職所得金額を所得税の速算表に当てはめて所得税の額を計算します。

$$\text{所得税額} = \text{課税退職所得金額} \text{ ①} \times \text{税率} \text{ ②} - \text{控除額} \text{ ③}$$

① 課税退職所得金額	② 税率	③ 控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

③ 所得税の額に102.1%を乗じて所得税等の源泉徴収税額を計算します。

$$\text{退職所得に係る所得税等の源泉徴収税額} = \text{所得税額} \times 102.1\% \text{ (円未満の端数切捨て)}$$

退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていない場合

$$\text{退職所得に係る所得税等の源泉徴収税額} = \text{退職手当の額} \times 20.42\% \text{ (円未満の端数切り捨て)}$$

退職所得の受給に関する申告書を提出した従業員は、原則として退職所得に関する確定申告が不要ですが、提出していない従業員は、確定申告で所得税等の精算をすることとなります。

住民税の特別徴収

① 課税退職所得金額を計算します。

原則として、所得税等の「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合と同様の方法で課税退職所得金額を計算します。

② 住民税額を計算します。

$$\text{都道府県民税} = \text{課税退職所得金額} \times 4\% \text{ (100円未満切捨て)}$$

$$\text{市町村民(特別区民)税} = \text{課税退職所得金額} \times 6\% \text{ (100円未満切捨て)}$$

上記の都道府県民税と市町村民(特別区民)税を合算した金額を特別徴収して自治体に納付します。

なお、同一年中に二か所以上からの退職手当の支給を受ける場合は計算方法が異なりますのでご注意ください。